

土地所有情報の一元的なデータベース整備を求める意見書

本県の人口は、昭和30年の88万3,000人をピークに減少に転じ、出生数の減少や若者の都会への流出などと相まって、本年10月には69万人を切ることとなった。

この急激な人口減少は、空き家や耕作放棄地、山林の荒廃などの問題を生み出し、またその後の時間経過により、所有者不明土地問題を発生させた。

この所有者不明土地問題は、行政側から見れば、所有者を確定させるための作業に手間と時間が割かれ、さらには公共事業が阻害される要因ともなる。また、民間側から見ても、例えば企業が設備投資のため購入を考えた土地が所有者不明土地であった場合、利活用ができず、機会損失を生じることにもなる。加えて、土地所有者が一元的に管理されておらず、利用状況も把握できていない現状では、悪意ある外国人資本家が土地を所有したとしても把握できず、例えば水源地の保全など、安全保障の観点からも大きな問題となる。

このような背景をもとに国会では、平成30年6月に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が成立し、また本年3月には土地基本法、国土調査法が改正されるなど、一定の取組が行われているところである。

この取組を、本年7月の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を踏まえて、不動産登記簿、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳等の土地所有情報の標準化・統一化を図った上で、一元的なデータベースを整備し、インターネット等を通じて情報提供することができれば、土地の有効活用を通じて地域活性化を後押しする、大きな仕組みとなることが期待される。

また、土地所有情報の一元的なデータベース整備は、頻発する豪雨災害や南海トラフ地震に備えた事前の復興計画作成にも有効と考える。

よって、国におかれては、地方自治体の所有者不明土地の問題の解決を図り、自治体の前向きな政策を後押しするために、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 土地所有情報の一元的なデータベースを、国民にとって使いやすい形で整備すること。
- 2 所有者不明土地について、行政や民間が有効活用するための法整備と手続の簡略化を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
行政改革担当大臣
デジタル改革担当大臣

} 様